

仕様書番号：第3号
作成年月日：5. 1. 24
作成責任者：渋谷 将義

陸上自衛隊古河駐屯地 で使用する電気

古河駐屯地業務隊

業務隊長	管理科長	営繕班長	企画		作成
					

仕 様 書

1 件 名 陸上自衛隊古河駐屯地で使用する電気

2 概 要

- (1) 需要場所 陸上自衛隊古河駐屯地
茨城県古河市上辺見1195
- (2) 業種及び用途 官公署（国家事務）

3 仕 様

- (1) 供給電気方式、供給電圧（標準電圧）、計量電圧（標準電圧）、標準周波数及び電気方式

ア 供給電気方式 交流3相3線式

イ 供給電圧（標準電圧） 6,000ボルト

ウ 計量電圧（標準電圧） 6,000ボルト

エ 標準周波数 50ヘルツ

オ 電気方式 1回線受電

- (2) 契約電力および予定使用電力量

ア 契約電力 880キロワット
(契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいい、計量器により計測される値が原則としてこれを超えないものとする。)

イ 予定使用電力量 2,515,310キロワット時
(月別の予定使用電力量は、別紙第1のとおり)

ウ 実績使用電力量等

(ア) 最大電力 835キロワット
(令和4年8月実績)

(イ) 使用電力量 2,485,776キロワット時

a 夏季（昼間） 375,651キロワット時

b その他季（昼間） 977,953キロワット時

c 夜間 1,022,586キロワット時

d 夏季ピーク時 120,350キロワット時

(令和3年12月～令和4年11月までの実績)

エ 令和3年度月別最大電力および夏季最大日負荷曲線
(別紙第2および別紙第3のとおり)

オ 令和4年度月別最大電力および夏季最大日負荷曲線
(別紙第4および別紙第5のとおり)

(3) 契約期間

令和5年4月1日00:00～令和6年3月31日24:00

(4) 電力量等の検針

自動検針装置 有り

電力会社の検針方法 遠隔自動検針

計量器の構成 三菱電機株式会社 屋内耐候形

変成器付複合計器(時間帯別・精密級)

型番605 193

交流3相3線式110V、5A、50Hz

計器定数 1,000パルス/キロワット秒

1,000パルス/キロバール秒

パルス定数 50,000パルス/キロワット時

VCT 6,600/110V 200/5A

(5) 需給地点

需要場所における陸上自衛隊古河駐屯地に設置した第1号柱上の開閉器電源側と東京電力株式会社の架空引込線との接続点。

(6) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

(7) 保安上の責任分界点

電気工作物の財産分界点に同じ。

4 その他

(1) 力率は、力率自動調整装置より、使用期間中は100%を保持する予定。

(2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有してない。

(3) 入札金額の算定にあたっては、燃料費調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

(4) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡に関し別紙第6に掲げる条件を満たすこと。

(5) 各月の電気料金については検針日から5営業日以内に電気料金明細書を部隊側に通知するものとする。

(6) 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電力を供給することとし、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電力の再エネ比率を30%とする。比率について確認できる資料を書面にて提出すること。

月 別 予 定 使 用 電 力 量

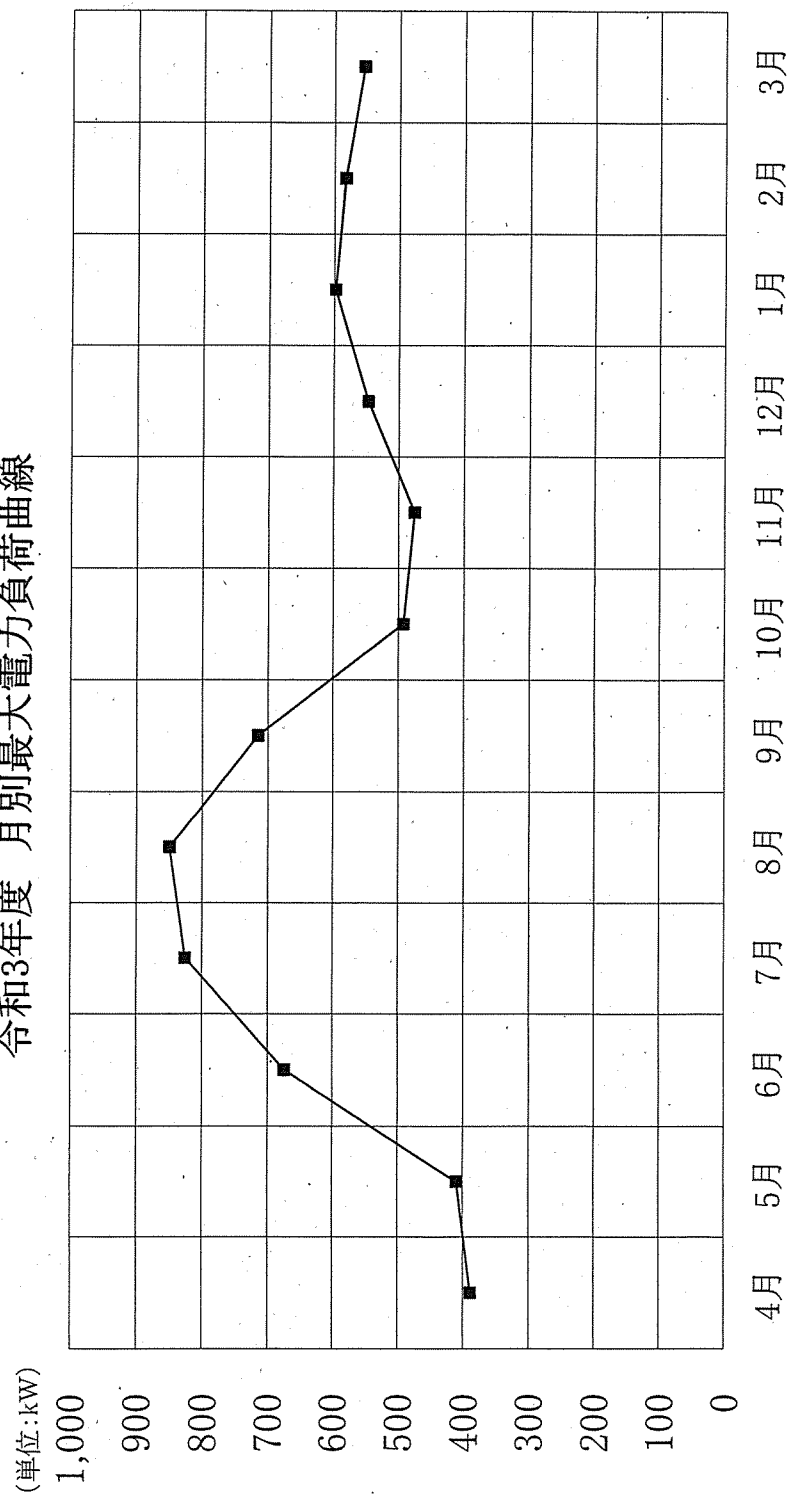
(令和5年4月～令和6年3月)

項目 月	予定使用電力量 (キロワット時)	予定使用電力量内訳(キロワット時)					力率 (%)
		ピーク時間	昼間時間		夜間時間	<再掲> 蓄熱分	
			夏季	その他季			
4	156,845	0	0	94,240	62,605	0	100
5	149,916	0	0	82,158	67,758	0	100
6	198,122	0	0	125,873	72,249	0	100
7	298,305	41,969	130,866	0	122,790	2,680	100
8	291,586	43,154	131,994	0	113,498	2,940	100
9	249,947	35,227	112,791	0	100,399	1,530	100
10	168,096	0	0	99,554	68,542	0	100
11	168,685	0	0	98,792	68,484	1,410	100
12	211,479	0	0	120,632	88,297	2,550	100
1	222,442	0	0	122,774	96,989	2,680	100
2	204,265	0	0	119,183	82,652	2,430	100
3	195,620	0	0	114,748	78,323	2,550	100
合計	2,515,310	120,350	375,651	977,954	1,022,586	18,770	—

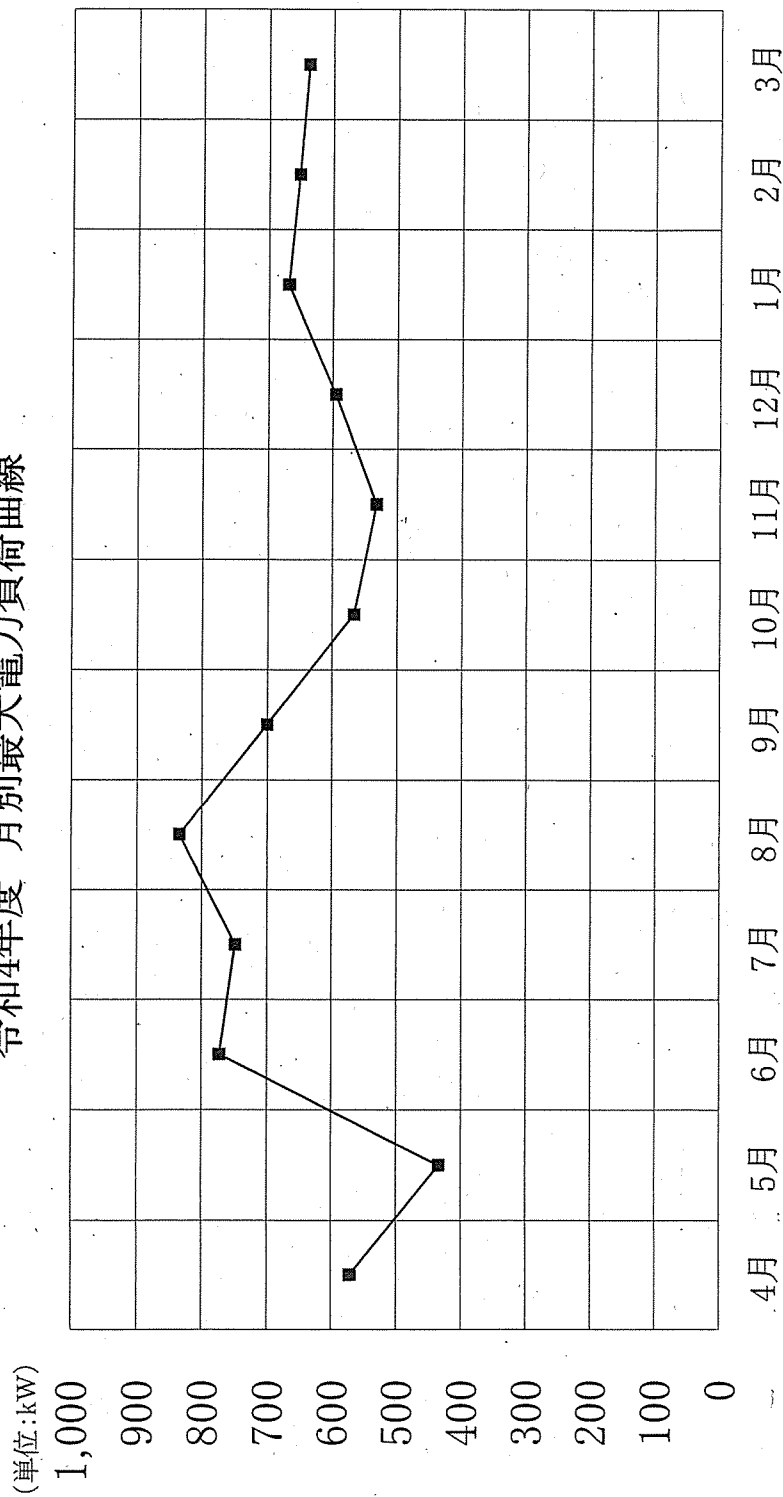
【注】

- ※夏季 …7月1日から9月30日までの期間。
- ※その他季 …10月1日から翌年の6月30日までの期間。
- ※夏季昼間時間使用電力量 …夏季におけるピーク時間及び「休日等」に定める日の該当する時間で使用する電力量を除く、毎日午前8時から午後10時までの時間で使用する電力量。
- ※その他季昼間時間使用電力量 …その他季における「休日等」に定める日の該当する時間で使用する電力量を除く、毎日午前8時から午後10時までの時間で使用する電力量。
- ※ピーク時間使用電力量 …夏季における「休日等」に定める日の該当する時間で使用する電力量を除く、毎日午後1時から午後4時までの時間で使用する電力量。
- ※夜間時間使用電力量 …ピーク時間使用電力量、その他季昼間時間及び夏季昼間時間使用電力量以外の電力量。
- ※休日等 …日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日及び1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日。

令和3年度 月別最大電力負荷曲線

[illegible]

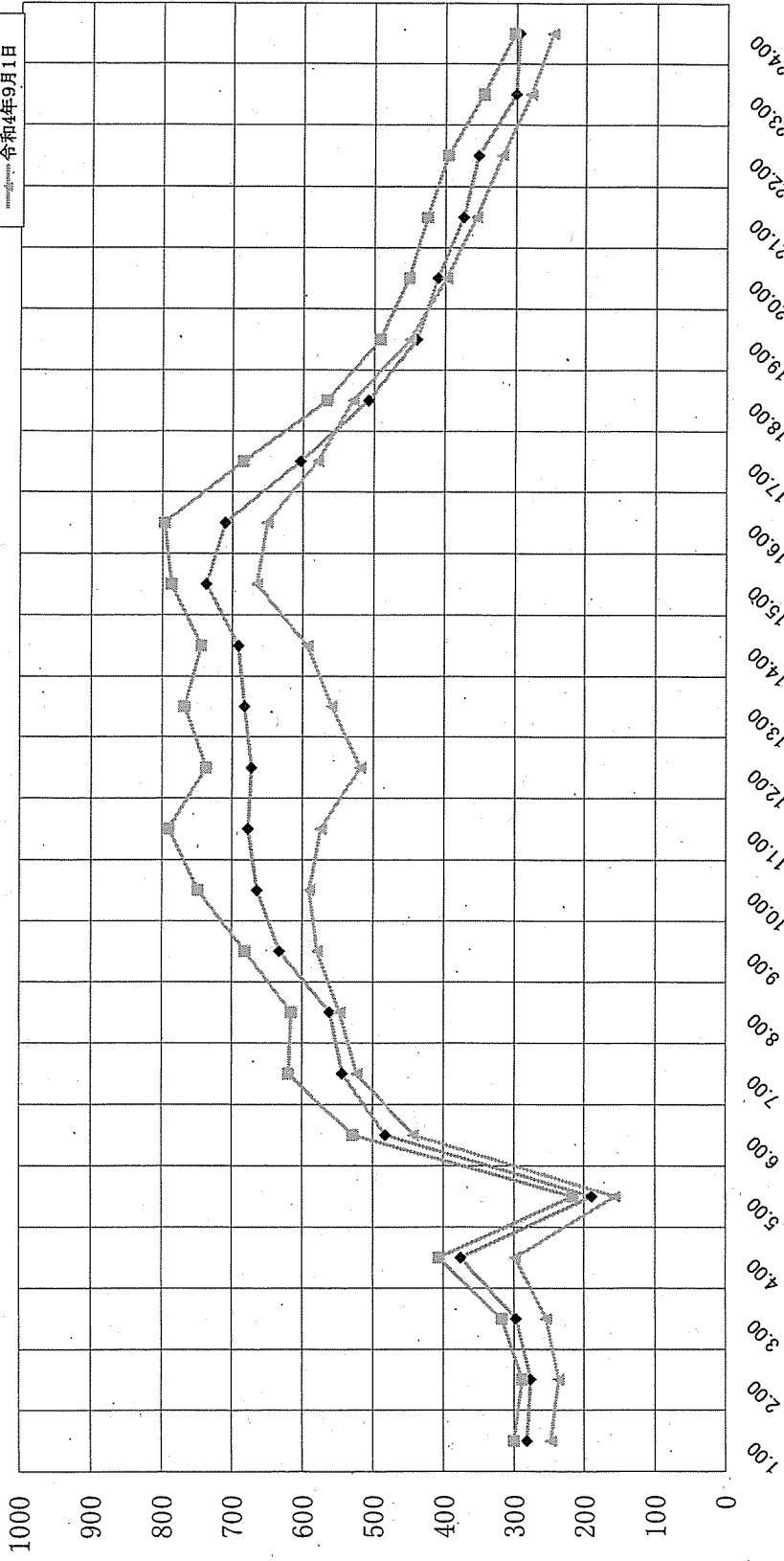
令和4年度 月別最大電力負荷曲線



項 目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
4年度最大電力 (kW)	571	434	773	749	835	701	566	531	595	669	653	638
備 考												

令和4年度 夏季最大日負荷曲線

(単位: kW)



備考

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1 条 件

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ、①令和元年度1KWH当たりの二酸化炭素排出係数、②令和元年度の未利用エネルギー活用状況、③令和元年度の再生可能エネルギー導入状況、④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要 素	区 分	得点
①令和元年度1KWH当たりの二酸化炭素排出係数(調整後排出係数) (単位: kg-CO ₂ /KWH)	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上 0.690未満	20
	0.690以上	0
②令和元年度の未利用エネルギー活用状況	0.675以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③令和元年度の再生可能エネルギー導入状況	7.50%以上	20
	5.00%以上 7.50%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

※1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（事業開始日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

仕様書番号：第 4 号
作成年月日：5. 1 . 3 0
作成責任者：渋谷技官

陸上自衛隊古河駐屯地 で使用する電気

古河駐屯地業務隊

業務隊長	管理科長	営繕班長	企画		作成
					

仕 様 書

1 件 名 陸上自衛隊古河駐屯地で使用する電気

2 概 要

- (1) 需要場所 陸上自衛隊古河駐屯地
茨城県古河市上辺見1195
- (2) 業種及び用途 官公署（国家事務）

3 仕 様

- (1) 供給電気方式、供給電圧（標準電圧）、計量電圧（標準電圧）、標準周波数及び電気方式

ア 供給電気方式	交流3相3線式
イ 供給電圧（標準電圧）	6,000ボルト
ウ 計量電圧（標準電圧）	6,000ボルト
エ 標準周波数	50ヘルツ
オ 電気方式	1回線受電

契約電力および予定使用電力量

- ア 契約電力 880キロワット
(契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいい、計量器により計測される値が原則としてこれを超えないものとする。)

- イ 予定使用電力量 2,485,776キロワット時
(月別の予定使用電力量は、別紙第1のとおり)

ウ 実績使用電力量等

- (ア) 最大電力 835キロワット
(令和4年8月実績)

- (イ) 使用電力量 2,485,776キロワット時
- | | |
|------------|-----------------|
| a 夏季（昼間） | 375,651キロワット時 |
| b その他季（昼間） | 977,953キロワット時 |
| c 夜間 | 1,022,586キロワット時 |
| d 夏季ピーク時 | 120,350キロワット時 |

(令和3年12月～令和4年11月までの実績)

- エ 令和3年度月別最大電力および夏季最大日負荷曲線
(別紙第2および別紙第3のとおり)

- オ 令和4年度月別最大電力および夏季最大日負荷曲線
(別紙第4および別紙第5のとおり)

(2) 契約期間

令和5年4月1日00:00～令和6年3月31日24:00

(3) 電力量等の検針

自動検針装置 有り

電力会社の検針方法 遠隔自動検針

計量器の構成 三菱電機株式会社 屋内耐候形

変成器付複合計器(時間帯別・精密級)

型番605 193

交流3相3線式110V、5A、50Hz

計器定数 1,000パルス/キロワット秒

1,000パルス/キロバール秒

パルス定数 50,000パルス/キロワット時

VCT 6,600/110V 200/5A

(4) 需給地点

需要場所における陸上自衛隊古河駐屯地に設置した第1号柱上の開閉器電源側と東京電力株式会社の架空引込線との接続点。

(5) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

(6) 保安上の責任分界点

電気工作物の財産分界点に同じ。

4 その他

(1) 力率は、力率自動調整装置より、使用期間中は100%を保持する予定。

(2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有してない。

(3) 入札金額の算定にあたっては、燃料費調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

(4) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡に関し別紙第6に掲げる条件を満たすこと。

(5) 各月の電気料金については検針日から5営業日以内に電気料金明細書を部隊側に通知するものとする。

(6) 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電力を供給することとし、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電力の再エネ比率を0%とする。比率について確認できる資料を書面にて提出すること。

月 別 予 定 使 用 電 力 量

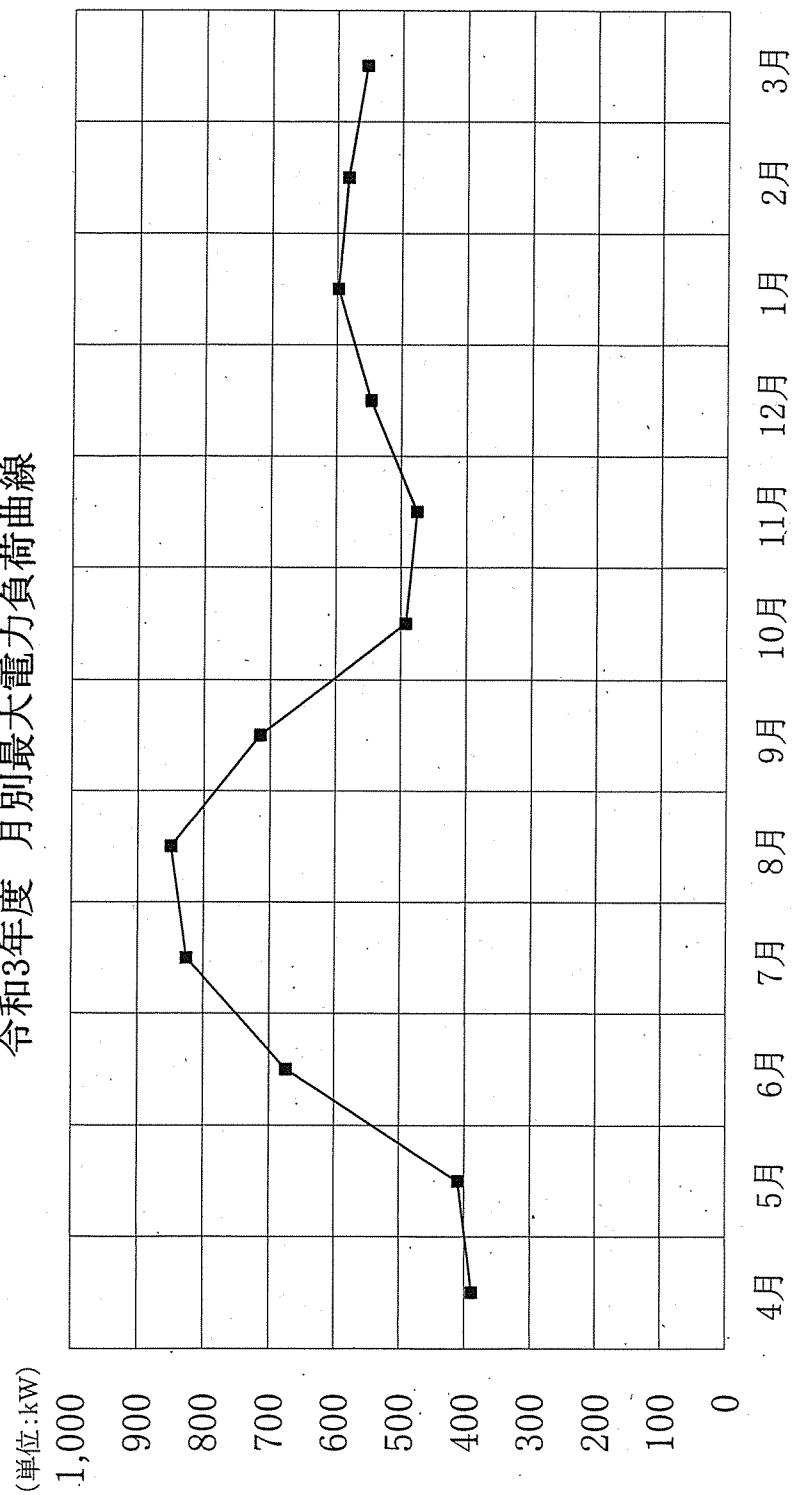
(令和5年4月～令和6年3月)

項目 月	予定使用電力量 (キロワット時)	予定使用電力量内訳(キロワット時)					力率 (%)
		ピーク時間	昼間時間		夜間時間	<再掲> 蓄熱分	
			夏季	その他季			
4	156,845	0	0	94,240	62,605	0	100
5	149,916	0	0	82,158	67,758	0	100
6	198,122	0	0	125,873	72,249	0	100
7	298,305	41,969	130,866	0	122,790	2,680	100
8	291,586	43,154	131,994	0	113,498	2,940	100
9	249,947	35,227	112,791	0	100,399	1,530	100
10	168,096	0	0	99,554	68,542	0	100
11	168,685	0	0	98,792	68,484	1,410	100
12	211,479	0	0	120,632	88,297	2,550	100
1	222,442	0	0	122,774	96,989	2,680	100
2	204,265	0	0	119,183	82,652	2,430	100
3	195,620	0	0	114,748	78,323	2,550	100
合計	2,515,310	120,350	375,651	977,954	1,022,586	18,770	—

【注】

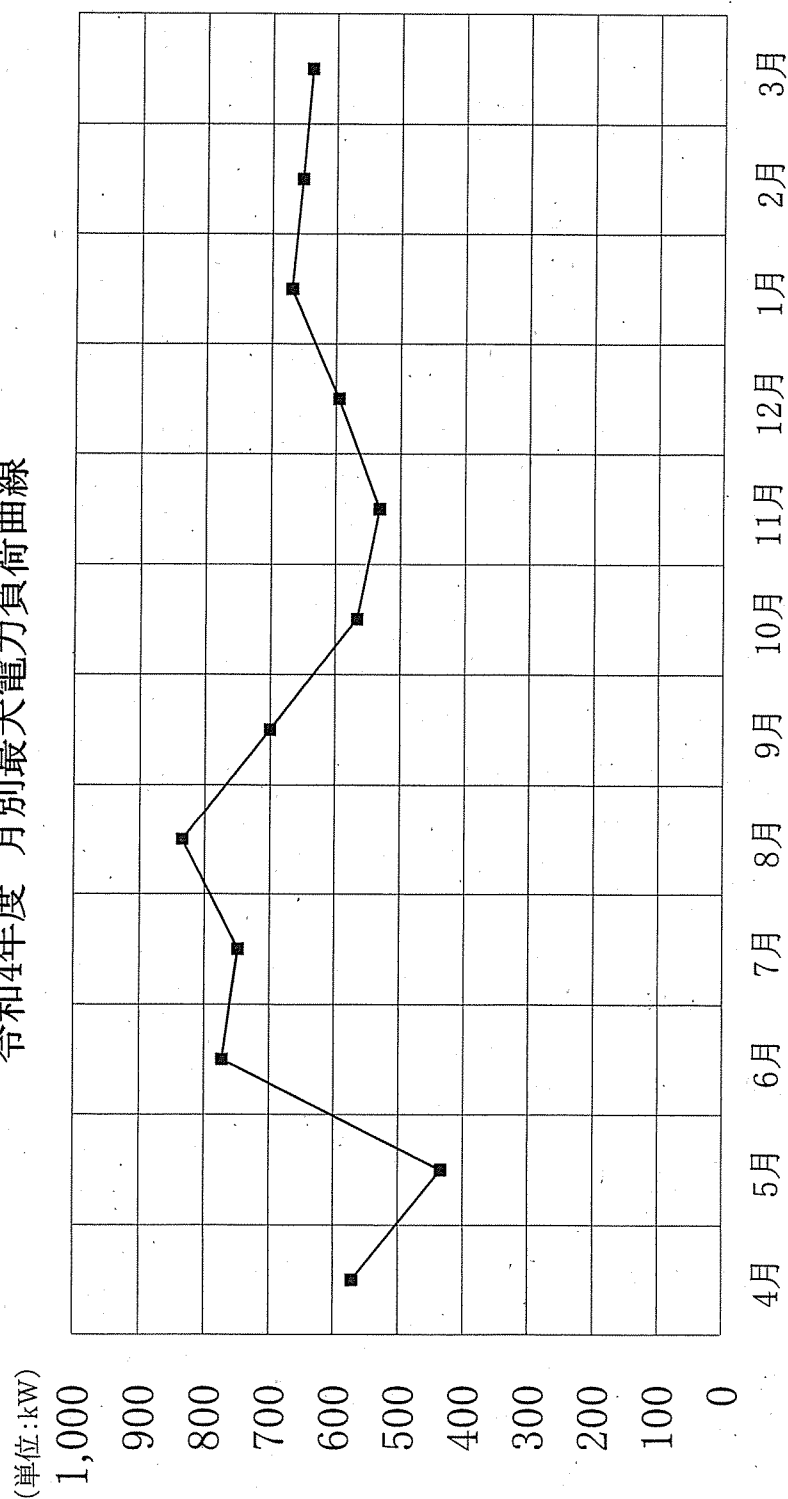
- ※夏季 ……7月1日から9月30日までの期間。
- ※その他季 ……10月1日から翌年の6月30日までの期間。
- ※夏季昼間時間使用電力量 ……夏季におけるピーク時間及び「休日等」に定める日の該当する時間で使用する電力量を除く、毎日午前8時から午後10時までの時間で使用する電力量。
- ※その他季昼間時間使用電力量 ……その他季における「休日等」に定める日の該当する時間で使用する電力量を除く、毎日午前8時から午後10時までの時間で使用する電力量。
- ※ピーク時間使用電力量 ……夏季における「休日等」に定める日の該当する時間で使用する電力量を除く、毎日午後1時から午後4時までの時間で使用する電力量。
- ※夜間時間使用電力量 ……ピーク時間使用電力量、その他季昼間時間及び夏季昼間時間使用電力量以外の電力量。
- ※休日等 ……日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日及び1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日。

令和3年度 月別最大電力負荷曲線



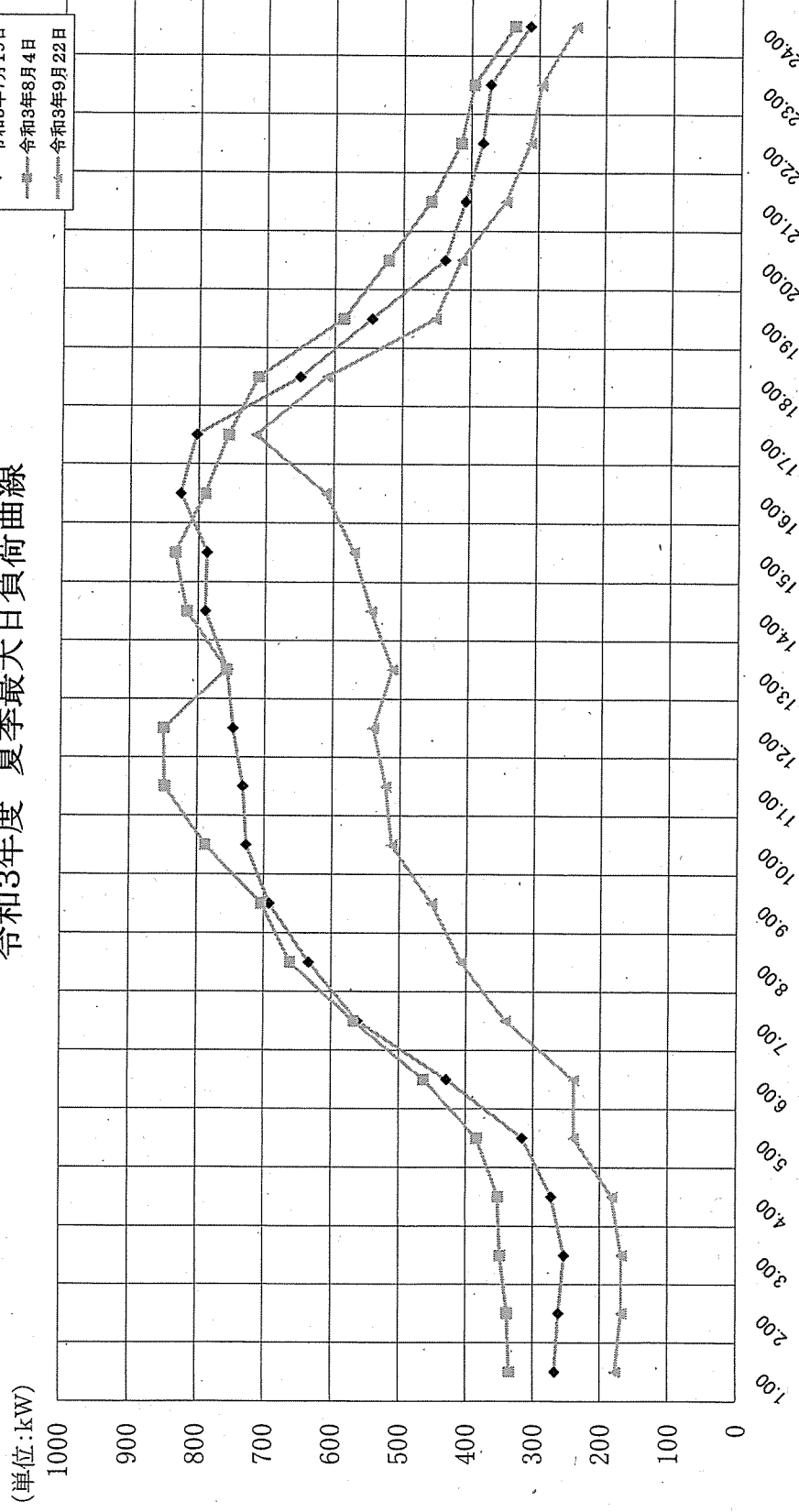
項 目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
3年度最大電力 (kW)	389	410	674	826	850	715	492	475	547	598	583	554
備 考												

令和4年度 月別最大電力負荷曲線

[illegible]

令和3年度 夏季最大日負荷曲線

◆ 令和3年7月19日
● 令和3年8月4日
▲ 令和3年9月22日



日 時	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00	6:00	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00	24:00	0:00
令和3年7月19日	267	261	253	272	316	429	561	633	692	727	732	747	756	789	787	826	803	650	545	438	408	383	372	313	
令和3年8月4日	335	338	349	352	384	463	567	661	704	788	848	850	757	816	834	790	756	712	587	522	459	415	396	336	
令和3年9月22日	177	168	168	182	239	239	342	408	452	512	521	540	512	544	570	612	715	611	452	414	348	312	296	244	

備 考

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1 条 件

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ、①令和元年度1KWH当たりの二酸化炭素排出係数、②令和元年度の未利用エネルギー活用状況、③令和元年度の再生可能エネルギー導入状況、④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要 素	区 分	得点
①令和元年度1KWH当たりの二酸化炭素排出係数(調整後排出係数) (単位: kg-CO ₂ /KWH)	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上 0.690未満	20
	0.690以上	0
②令和元年度の未利用エネルギー活用状況	0.675以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③令和元年度の再生可能エネルギー導入状況	7.50%以上	20
	5.00%以上 7.50%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

※1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された

電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（事業開始日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。